

静岡県告示第405号

医療施設等スプリンクラー等施設整備事業費補助金交付要綱（平成26年静岡県告示第540号）の一部を次のように改正する。

令和元年11月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
別表			別表		
補助の対象		補助額	補助の対象		補助額
補助対象経費	補助基準額		補助対象経費	補助基準額	
スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費	当該施設の対象面積に次の基準単価を乗じた額 対象面積1平方メートル当たり基準単価17,500円	(略)	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費	当該施設の対象面積に次の基準単価を乗じた額 対象面積1平方メートル当たり基準単価17,800円	(略)
自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり 1,030,000円		自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり 1,050,000円	
火災通報装置整備のために必要な工事費又は工事請負費	火災通報装置を新設する場合 1施設当たり 310,000円とし、非常通報装置としての機能を併せ持つものを整備する場合は68,000円を加算する。				
様式第3号（略） 経費所要額調（変更経費所要額調、経費所要額精算書） （略） （注） 1～5（略） 6 自動火災報知設備整備及び火災通報装置整備の場合は、「単位」欄に整備施設数を記入すること。			様式第3号（略） 経費所要額調（変更経費所要額調、経費所要額精算書） （略） （注） 1～5（略） 6 自動火災報知設備整備の場合は、「単位」欄に整備施設数を記入すること。		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。